

平成30年第5回教育委員会定例会
(3月13日開会)

台東区教育委員会

日 時 平成30年3月13日(火)午後1時35分から午後2時55分

場 所 教育委員会室

出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	樋口 清秀
委 員	垣内恵美子
委 員	末廣 照純
委 員	高森 大乘

説明のために出席した事務局職員

事務局次長	田中 充
庶務課長兼事務局副参事	事務取扱 事務局参事
	岡田 和平
学務課長	山田 安宏
児童保育課長	佐々木 洋人
放課後対策担当課長	福田 兼一
指導課長	屋代 弘一
教育改革担当課長 兼教育支援館長	小柴 憲一
生涯学習課長	小川 信彦
スポーツ振興課長	廣部 正明

日 程

日程第1 議案審議

第11号議案 東京都台東区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

ア 退任学校医等に対する感謝状の贈呈について

(2) 指導課

イ 退職教職員に対する感謝状の贈呈について

2 報告事項

(1) 庶務課

- ア 平成30年第1回区議会定例会代表質問及び一般質問について
- (2) 教育改革担当
 - イ 台東区ICT教育の推進に関する検討委員会第二次とりまとめについて
- 3 平成30年4月の行事予定について
- 4 その他

午後1時35分 開会

矢下教育長 ただいまから、平成30年第5回台東区教育委員会定例会を開会をいたします。

本日の会議録署名委員は、樋口委員をお願いをいたします。

ここで傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

日程第1 議案審議

第11号議案

矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について、説明をお願いします。

はじめに、第11号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長 第11号議案、東京都台東区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。

本案は、幼稚園教育職員が対象に含まれることから区議会定例会へ付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められているため提出いたしました。

最後のページに添付をいたしました、退職手当の見直しについての資料をご覧ください。

はじめに、経過を簡単にご説明をいたします。国家公務員の対象手当の額の引き下げが本年1月1日から実施されたことに伴いまして、国は地方公共団体に対して、地方公務員の退職手当制度においても国に準じた見直しを行うよう要請を行いました。これを受けまして、特別区長会は退職手当を見直すこととし、その考え方を職員団体等に提示し、交渉の結果、妥結に至ったものでございます。

それでは項番1、趣旨でございます。ただいまの経過などを踏まえまして、官民均衡を図るとともに在職期間中に職務・職責に応じた貢献度をより一層反映するため見直しを行うものでございます。

次に、項番2、見直しの内容でございます。退職手当は参考に記載をいたしましたとおり、基本額と調整額を合算して支給されます。基本額は対象日の給料月額に支給率を乗じて決定され、調整額は退職前、20年間の職務・職責に応じたポイントにより決定をされます。今回この両方を見直しをいたします。

まず、(1)基本額につきましては、最高支給率を定年退職等の場合は、現在の49.55月から47.70月に、普通退職の場合は、現在の41.25月から39.75月に引き下げます。

次に、(2)調整額につきましては、行政系人事制度の改正により給料表が見直されることに合わせまして、職層間のバランスや現行の各職に適應されている水準等を踏まえ、資料に記載のとおり見直しを行います。

次に(3)支給制限処分の拡充でございます。懲戒免職処分等に係る退職手当につきましては、現在、一律に全額不支給としておりますが、国、他団体との制度的均衡や情勢適應の原則の観点などから、全額不支給を原則としつつ、非違の内容や程度などに特に斟酌すべき事情がある場合には、一部を不支給とすることができることといたします。

最後に項番3、実施時期でございますが、本年4月1日といたします。

それでは、議案の裏面にお戻りください。

教育委員会の意見案として、本委員会としては、原案に異存ありません、といたしました。

説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、原案どおり決定くださるようお願いいたします。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

末廣委員 今のご説明いただいたところで、その内容の(2)のところの退職手当の調整額ですね。これは在職期間中の職務・職責に応じた貢献度をより一層反映するということですが、この数字だけではちょっとわかりにくいんですが、具体的には、例えば、どういうところが貢献度を反映しているんでしょうか。

庶務課長 調整額は、退職する年から20年間さかのぼって計算されますので、見直し後の例で申し上げますと、最後の20年間部長の職にあった人であれば、1,000円×400ポイント×20年の金額となりますし、部長職5年、課長職10年、課長補佐職5年の人であれば、1,000円×400ポイント×5年+1,000円×300ポイント×10年+1,000円×215ポイント×5年の額、係長職20年の人であれば、1,000円×190ポイント×20年の額となり、在職期間中の職務・職責に応じて金額に差が出るということでございます。

矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

矢下教育長 これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課 ア

矢下教育長 次に、日程第2、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。

学務課のアについて、学務課長、説明をお願いします。

学務課長 それでは、退任学校医等に対する感謝状の贈呈についてご説明させていただきます。資料1をご覧ください。

資料にございます5名の学校医等の先生方が本年3月31日をもって退職されることになりました。これにつきましては、児童・生徒の健康管理に尽くした功績により、感謝状の贈呈をしたいというものでございます。

資料の項番2、被贈呈者の5名の先生方につきましてはご覧のとおりとなっております。

なお、資料裏面の最後に感謝状の案が載せてございます。このような形で感謝状の贈呈をしたいと思っております。

よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。

垣内委員 質問させていただきます。38年勤めてお辞めになる先生も、6年でお辞めになる先生も、基本的には同じ対応になるのでしょうか。

学務課長 学校に対して様々な功績を残していただいているということに関しましては、同じように退職のタイミングで感謝状を贈呈をさせていただいているところでございます。

矢下教育長 長い先生には、東京都からも去年、受けていただいております。

垣内委員 わかりました。

矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

矢下教育長 それでは、学務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(2) 指導課 イ

矢下教育長 次に、指導課のイについて、指導課長、説明をお願いします。

指導課長 退職教職員に対する感謝状の贈呈についてです。資料2をご覧ください。

本感謝状は、本年3月31日をもって定年・勸奨退職する区立小中学校、幼稚園教職員に対し贈呈するものでございます。

項番1、贈呈理由につきましては、本区の学校教育（幼児教育）に尽くした功績によるものです。

項番2、被贈呈者につきましては資料のとおりでございます。

なお、主幹以下の教員、都費事務職員、都費栄養士の定年・勸奨対象者につきましては、30日午前中、区役所10階会議室において、辞令伝達交付式を行い、辞令とともに感謝状を

交付いたします。

また、校長、副区長、園長の定年・勸奨退職者及び再任用退職者につきましては、職層ごとに教育長室において辞令伝達交付式を行い、辞令とともに感謝状を交付いたします。

各辞令伝達交付式の時間は、東京文化会館で行われる辞令交付式、区職員の辞令交付式のスケジュールや区長、議長への挨拶の時間など、まだ未確定のところがあるため、現在、調整中です。

項番3、感謝状文案につきましては、資料裏面のとおりでございます。

よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

矢下教育長 ただいまの説明につきましては、何かご質問はございませんか。

末廣委員 感謝状の対象となっている先生方は、今回で、いわゆる教員をやめる方を対象にしていますが、本区から他区に移る方も本区の学校教育、ないしは幼児教育に貢献されていますよね。こういう方には感謝状を出さないのでしょうか。引き続き他区で教員を続けられる方だとしても、本区からは出られる方なので、どうも何かこの文書を読むと、他区に移られる方にも、やっぱりそれなりの方は出すべきだと私は思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

指導課長 今回まだ内示前ですので具体的な地区名は公表ができませんが、今回、退職後、他地区に配置される教員の方もいらっしゃいますが、その方も対象に含んでおります。

矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

矢下教育長 それでは、指導課のイについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

矢下教育長 次に、報告事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

庶務課長 それでは、報告事項ア、平成30年第1回区議会定例会代表質問及び一般質問についてご説明いたします。資料3をご覧ください。

まず、代表質問は2月17日に行われまして、早川太郎議員から、情報活用・選択能力の育成について、教育長に対して質問がありました。裏面をご覧ください。

質問の要旨でございますが、次代を担う子供たちが、急速に発展する情報化社会を生き抜いていくために、情報活用に関する判断力や選択能力の育成を推進していくべきと考えるかどうかというものでした。

答弁でございます。子供たちを取り巻く環境は、インターネットやSNS等を通じての情報であふれている。情報の発信や受信方法も多種多様となっており、必要な情報を選択し、その信頼性について吟味する力を育成することも大変重要な課題であると認識している。学校では、セーフティー教室や道徳の時間などで、情報リテラシーや情報モラルについての指導を計画的に実施している。今後も、子供たちが適切に情報を選択することや、情報をもとに行動する際には、さまざまな責任やリスクを伴うことについて理解を深められるよう、指導の充実に努めてまいると答弁いたしております。

3ページをご覧ください。続きまして、一般質問は2月20日に行われました。5人の議員から教育長に対して質問がございました。

それでは、4ページをご覧ください。主なものをご紹介します。

まず、寺井康芳議員からは、台東区立小中学校の学力向上について、それから下のほうになりますが、学習指導要領改訂に伴う小学校英語の教科化について、5ページにまいりまして、これは区長答弁でございますが、教育委員会にも関係することとして、台車区民が歌を歌う運動についての質問がございました。ここでは、1番目の学力向上についてご説明をいたします。

要旨のとでございます。区立小中学校の学力の現状について、どのように認識しているのか。児童生徒は先生を見て成長していくものと考えて。教員の資質・能力向上についてどのように考えているのかということでございます。

まず一つ目でございますが、学力の現状については学年の進行に伴い、全国平均正答率との差が大きくなる傾向があることが、大きな課題であると認識している。学校個々の課題に応じた対策を地道に継続して行うことで、学力の向上が図られていくものと考えている。

二つ目の質問は下のほうになりますが、教員の資質・能力の向上については、児童・生徒は、教員の指導と共に、教員との触れ合いを通し、日々成長しており、教員の資質・能力の向上は極めて重要であると認識をいたしている。指導主事の指導等により児童・生徒の理解を深めるとともに、人権研修などを行っている。今後も、児童・生徒の模範となる人間性豊かな教員の育成に努めてまいるといたしました。

それでは、6ページをご覧ください。中澤史夫議員からは、中学校における部活動の現状と今後の課題について、それから、台車区保育所入所基準の保護者の疾病・障害に難病を加えることについての2点質問をいただきました。1点目のほうをご紹介します。

質問の要旨は、部活動は、生徒の自主性を尊重しつつ、スポーツや文化等に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである。多くの教師が顧問を担っているが、その負担軽減が必要である。部活動の指導体制の現状と今後の課題について伺うというものでした。

答弁でございます。部活動は、教育的意義が高く、多様な学びや経験をする場、自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながっている。現在、スポーツ庁や東京都

教育委員会において検討などが行われている。部活動の指導につきましては、教員が担っているが、専門的な知識や指導技術を十分に有していない場合には、外部指導員を学校に配置しているところである。一方、外部指導員が学校外での活動の引率をできないことや指導教員の長時間労働が課題となっている。今後、校長会などと連携し、働き方改革に関わる検討会議において学校外での活動の引率ができる部活動指導員の配置について検討を行い、指導体制の充実を図っていくといたしました。

その下でございます、小高明議員からは、生活保護費の見直しについてと、7ページになりますが、図書館について質問をいただきました。後者をご紹介します。

要旨は、現在の図書館の運営形態について、どのように認識しているのか。2点目は、司書資格を有する正規職員を増員し、図書館運営のプロとして育成すべきと考えるがどうか。また、図書館奉仕員の処遇改善などを行うべきと考えるがどうかというものでございました。

答弁でございますが、まず、運営形態については、資料の選定・除籍、特集・講座・展示の実施などを職員が行い、受付カウンター業務などの一部業務をプロポーザル方式により選定した事業者に委託することでサービスの向上に努めており、適切な運営形態であると認識をしている。答弁、下のほうになりますが、人材の確保・育成については、図書館は、一定の専門性が求められる職場であると認識しており、今後も資格取得の奨励や研修の受講・OJTの促進など、職員の専門性の向上を図るとともに、適正な人材配置に努めていく。図書館奉仕員の処遇については、休業制度の充実を図るとともに、更新の上限年齢の撤廃を予定するなど、処遇の改善に努めており、今後も適切に対応していくといたしました。

その下、望月元美議員からは、日本語学習の充実について質問をいただきました。

要旨は、本区では、日本語指導講師を派遣しているが、保護者は日本語を習得する機会が少なく、コミュニケーションが図りづらいため、教員への負担増などの問題が生じている。8ページにまいります。そこで、外国人の児童生徒だけでなく、保護者に対する有効な支援を講じていく必要があると考えるがどうか、教育長の所見を伺うというものでした。

答弁でございます。保護者については、母国語のみで生活している場合もあり、そのような保護者に対しては、日本語による伝達が困難な状況がある。また、至急の報告や相談が必要になった場合に、担任等をはじめとして学校園が大変苦慮している状況があることも認識をしている。そのため、必要に応じて日本語講座の案内チラシを配布し、支援を行っている。また、家庭教育学級においても、外国籍の保護者とのコミュニケーションについて課題があると伺っている。今後は、保護者の皆様などのご意見も伺いながら、有効な支援の充実について検討していくといたしました。

田中伸宏議員からは、障害者スポーツ振興の今後の展望について質問をいただきました。

要旨でございますが、スポーツを通じて共に支え合う共生社会を東京2020オリンピッ

ク・パラリンピック競技大会後のレガシーとして引き継いでいけるよう、更なるスピード感を持って障害者スポーツ振興を推し進めていくことが重要である。今後の展望について、教育長の所見を伺うというものでした。

答弁でございます。昨年、台東区教育委員会では「台東区スポーツ振興基本計画」を策定し、スポーツにより支え合う社会の実現を目指しているところである。障害者スポーツの普及促進として、「するスポーツ」や「支えるスポーツ」の観点から、障害者スポーツの体験会や初級障害者スポーツ指導員養成講習会など、様々な取組を進めている。今後は「観るスポーツ」の観点から、シッティングバレーボールの全国大会を本区に誘致し、多くの区民がハイレベルな試合を間近で観戦できる機会を提供するとともに、大会の運営を通じてスポーツボランティアなど活躍の場を創出していく。また、選手を学校に派遣し、競技体験やアスリートとして努力してきた話をしていただくなど、パラリンピック教育をさらに充実させていく。9ページになります。東京2020大会に向けた機運醸成を図るとともに、誰もが輝く社会の実現に向け、障害者スポーツの推進に努めていくといたしました。

報告事項アについては以上でございます。

矢下教育長 ただいまの報告につきましては、何かご質問はございませんか。

高森委員 8ページ目の日本語学習の充実についてですが、外国籍の保護者の方々の日本語の学習のことで、そこに日本語講座の案内チラシの配布というのがあるのですが、これは具体的にどのような内容で、その受講率を教えてください。

生涯学習課長 まず、日本語講座につきましては区民課が行っておりまして、すみません、受講率についてのデータはただいま把握しておりません。

チラシにつきましては、区民課のほうで所管しているチラシを、今後、学習会とか父母の方に、学校のほうもお渡しはされているんですが、それとは別に生涯学習の立場としても渡していこうということで、今、検討を進めています。

高森委員 ぜひ、私たちも見られるものがあれば、チラシなども見たいのでお願いします。どういった団体が行っているのかとか、細かいことも知りたいです。

樋口委員 これは教育委員会委託ですか、それとも区の委託ですか。

生涯学習課長 詳細は把握しておりませんが、区民課のほうで所管をして、区民課が主催でやっているものと、また、そういったことを目的に活動している団体のものと、二つあると伺っております。

垣内委員 4ページの学力向上について。さいたま市や新潟市における教員に対する指導ということで、特定の市の事例について言及がありますがけれども、これは具体的にどういところが本区と違うのか、特色なのか、簡単に教えていただければと思います。

指導課長 この両地区の取組は本区でも実施をしているのですが、いわゆる全教員に対して指導主事等がマンツーマンで授業についての徹底的な指導を行うというものです。本区でも指導課訪問は実施しておりますが、人数や頻度の関係で、そこまでの頻度を維持することはちょっと難しいのですが、やっている内容としてはそういう内容になっており

ます。

末廣委員 今回のことについてですが、指導課の方々が各学校に行き、その教員の授業を見ていくというのは結構大変なことだと思うんですが、例えば、何か基準を持って、この先生、例えば評判があまりよくないとか、そういうことで見るのか、それとも満遍なく見ていくということなのか。

それで、その授業を観察したその結果、その先生に対してどういう指導を行っているのか、ちょっと教えていただければと。

指導課長 今、指導課では、まず指導課訪問という形で各校、これは同じ頻度で回って、全教員の指導を指導主事が分担をして、各授業について個別具体的に指導をしています。

あわせて、各学校から、やはり指導力のさらなる向上が望まれるという先生がいる場合には、その連絡を受けたときに、すぐに指導主事を配置して、その状況の把握と個別の指導を行っているところでございます。

末廣委員 その学校のその先生と指導課の方と、基本的にはその学校のほかの、校長先生とかそういう方は入らないんでしょうか。

指導課長 指導課訪問などの場合には、分科会のグループに分けて、各グループに指導主事が入って指導していますので、当然、学校長はその指導の状況については把握をしております。

末廣委員 それから、同じところですが、その上のところですが、小中学校とも全国平均との差が大きくなっているというので、教育長は大きな課題であるとおっしゃっていますが、実際にこれは、ここのところずっと同じような流れですよ。これをやっぱり現場の先生方はどういうふうに捉えているのか。

指導課長 本区の結果のご報告については、学校ごとの全体の平均値の比較ということで行っておりますので、その数字自体に変移がなかなか表れないというところがありますが、各学校では同じ集団を経年で、上昇傾向があるのか、下降傾向があるのかというところで実態を把握していただいています。

本区の場合ですと、中学校7校、このうち今年度の調査では5校が昨年度よりも平均との差が縮まっているという、若干ではありますが、上昇傾向が見られているところです。

ですので、引き続き授業改善推進プランの充実というところを柱に、各校での取組を進めていきたいと考えております。

末廣委員 そうしますと、学校によって、あまり改善されていない学校と改善された学校で差が出てきているということですか。

指導課長 確かにその傾向は見られています。

矢下教育長 難しいところですよ。

末廣委員 難しいところですね、これは。

垣内委員 今回のことについてですが、学年進行に伴って全国の正答率との差が大きくなる一方で、一部は上昇傾向が見られるということは、残りは逆に、差が広がっているとい

うことになるのでしょうか。

指導課長 要は、平均の正答率と各校の平均点の開きがどれだけあるかということで、その開きぐあいを毎年経年で追っています。ですので、学校によっては平均点よりも低いけどそこで上昇傾向が見られる学校もあれば、平均より高いところにいるけど下降の傾向が見られるという場合もありますので、ここで申し上げている上昇・下降というのが一概に低いほうにどんどん差が開いて、低下しているという意味合いではございませんので、そのところをご理解いただきたいと思います。

樋口委員 教育の目的は、そもそも学校がよくなるじゃなくて、その子供がどれだけ自分の持っている能力を発揮するかどうかから、個々のところを見ておいたほうがいいなということを私は強く感じるんですね。

高森委員 例えば、私立で進学をする小学生が随分いるという話でしたから、そうしましたら、例えば、今、区立の中学校に在籍している生徒たちが、例えば小学校5年生のときにどのぐらいの平均点だったのかとか、そういうのを遡及調査したことはございますか。

指導課長 小学校からの接続した調査というのは、今のところは実施しておりません。

高森委員 なさってみると、もしかしたら何か見えるかもしれませんね。

樋口委員 細かく見ないと、全体を見ても、選択制だといつも母数の質がいろいろ動いているわけだから、あんまりこの学校ではこうだというのは、やっぱり間違った判断をしてしまう可能性がありますね。

高森委員 そうですね。

指導課長 これは私たちも、もちろん、子供たち一人一人の学力の向上というのが必要なわけで、そのために各学校の独自の取組をどう進めていくか、学校ごとにどのような課題があるか、それを学力調査を通して分析をして、授業改善推進プランに落とし込んで、それをしっかりと充実させていくという方向でやっておりますので、各学校の取組をこの授業改善推進プランは個々の子供たちに目を向けて作成しているものであると認識しております。引き続きこの取組を充実させていきたいと考えております。

末廣委員 6ページの中澤議員の部活の問題ですが、この中学の、いわゆる外部指導員は学校外での引率はできないという、今はそうなっていますね。それが今度、学校外での活動の引率ができる部活動指導員というのはどういう資格を持った指導員なんでしょうか。

指導課長 いわゆる学校の非常勤職員という取り扱いになってまいります。ですので、単に部活動の指導ができる、できないということだけでなく、いわゆる生活指導であったり、また校内の、いわゆる外に出してはいけない情報にも触れたりできるような立場になります。

末廣委員 いわゆる非常勤講師になってもらうということですか。

指導課長 はい。そのような取り扱いになってまいります。

末廣委員 東京都教育委員会で部活動に関するガイドラインというのは、まだ作成中なんですか。

指導課長 先日、中間まとめが出されまして、週の練習日の設定であるとか、練習時間についてであるとか、あと、休業日の練習時間についてであるとか、こういったところについて具体的な数値が示されております。

樋口委員 今、外部指導員というのはいらっしゃるわけですね。予算というのは大体どのくらいになっているのでしょうか。

庶務課長 現在、各学校に年間385時間、予算を配分しております。

樋口委員 単価を教えてください。

庶務課長 単価は1時間2,000円です。

樋口委員 これは全ての部活動に充てられるような予算ではないですよね。

庶務課長 どの部活に指導員についていただくかは学校が判断しております。

末廣委員 7ページなんですけど、図書館に関して、質問のほうでは、司書資格を有する正職員を増員すべきだというふうにありますけど、現在の図書館では司書資格を持っている職員はどのくらいいるのでしょうか。

庶務課長 中央図書館長が本日おりませんので、後ほど調べてお答えいたします。

樋口委員 昔は図書館には必ずこの規模については何名というのがあったんですが、規制緩和によって、この質問どおりに司書を何人置くべきだという話は社会的には何もありません。そうすると、司書の役割に何を期待するかで何人必要かということになってくると思います。知っている人がいればいいという話になってきているように感じます。

庶務課長 司書という職で採用している常勤職員はいないと思いますが、確認をいたします。ほかの職で採用されて、資格を持っている職員はいるかもしれませんが。

末廣委員 だから、やっぱり司書としてのいろいろな専門的な知識というんですかね、そういうのは必要だと思うんです。ですから、図書館は一定の専門性が求められる職場であると認識しているということは、そういうことだと思うんです。

樋口委員 今、図書分類がある程度確立してしまっていて、販売店の番号表があって、それに則って分類できるようになっていますので、そこにある本も全部、バーコードに、図書分類があるようになっています。例えば、昔の司書は、ある本が来たときに、これを哲学の項目に入れるか文学に入れるかというのが、まず重要な話だったと思います。ところが今はもうそれが全部、とにかく本をつくる段階でこういう番号があるものですから、出版のところで大体分類しているようです。ですから、その部分での司書の役割というのは大幅に低下してきたということがありますね。

末廣委員 8ページの日本語の学習のところですが。いわゆる外国人の子供たち、その親が、両親ともあまり日本語がしゃべれないという場合には、いざというときに非常に困るということですが。それで必要に応じて日本語講座の案内チラシを配布しているということですけども、実際にそういう方々が日本語講座をある程度受けるのかどうか、それはどの程度なんのでしょうか。

教育支援館長 先ほど庶務課長もご説明したように、なかなか、区民課主催の日本語講

座なので、どの程度受講しているかというのは、教育委員会のほうでは把握はしていないところですが、ただし、そういうお子さんがいるときに、また保護者がいるときに、学校からも同じチラシを紹介して、どうですかということ、日本語講師を通して通訳で進めているところですが、その後、親御さんが受講したかどうかということは、把握はできていないところですが。

樋口委員 今、スマートフォンで外国語の翻訳サービスがありまして、1分幾らで、全部もうかざせば全部やってくれるような話がありますが、ゆくゆくはもう区民課もそういうサービスを。

矢下教育長 それはやっていますよね。

教育支援館長 暮らしの相談課というところがあるんですが、そこでそういうタブレット端末が何台かありまして、これも学校・園のほうには貸し出しすることは可能だということ聞いております。

矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承を願います。

(2) 教育改革担当 イ

矢下教育長 次に、教育改革担当のイについて、教育改革担当課長、報告をお願いします。

教育改革担当課長 では報告事項イ、台東区ICT教育の推進に関する検討委員会第二次取りまとめについて、資料4、そしてその資料4の下のホチキス留めのものをもとにご報告申し上げます。

まず、項番1、これまでの報告の経緯について整理させていただきます。29年4月、今年度4月に台東区ICT教育の推進に関する検討委員会を立ち上げ、8月の本委員会で第一次取りまとめについてご報告いたしました。その後、8月の情報推進化委員会を経て、本年1月に予算の内示を受けました。そこで、2月の本委員会で来年度に実施するモデル校の取組についてご報告を申し上げたところですが、その後、2月22日に開催された検討委員会で第二次取りまとめがまとまりましたので、その内容についてご報告するものでございます。

項番2、第二次取りまとめの目的でございますが、モデル校における研究内容を明らかにすることにより、モデル校の実施を推進していくものでございます。

項番3、モデル校における研究内容等についてでございます。研究内容は(1)～(4)、主に4点ほどございます。

まず1点目、指導事例及び成果と課題についてです。モデル校は実践の中で、学習活動例をまとめてまいります。恐れ入りますが、ホチキス留め資料の3ページをご覧くださいと思います。こちらにひな形を載せてありますが、学習活動例は、教科名、実施した学年のほか、課題の設定、学習活動、ICTを活用することの効果等について作成し、それ

らの事例を蓄積してまいります。

また、成果と課題については各モデル校からの報告とともに、また資料の、今ご覧いただいています、右側の4ページ以降にあります、児童・生徒向け、教員向けのほか、8ページの保護者向けのアンケートをとるということで、区民の評価としても把握してまいります。

それではまた、1枚目の資料にお戻りください。

2点目の校内における教職員組織及び機器等の管理体制についてです。校内の組織につきましては、学校の校務分掌においてICT推進委員を置き、モデル校及びモデル校以外の学校においても推進体制を整えるものです。

また、の機器などの管理体制についてはタブレットパソコンを、例えば一括で管理するのか、あるいはフロアごとに分散して管理するほうがいいのかなど、どのように設置・管理するかについても研究をしてまいります。

3点目の技術面、設備面等の課題についてです。教員が児童・生徒にタブレットパソコンを使用させることになるため、教員の技術的な課題を把握してまいります。また、モデル校のICT教育環境の設備面の課題についても把握してまいります。

最後に(4)タブレットパソコンの使用率についてですが、いつ、どの学級がタブレットパソコンを使用するかを校内で明確にするための、例えば、パソコンの予約表のようなものを活用して、その記録をもとにタブレットパソコンの稼働率や、あるいは、1学級当たりどの程度活用したかなどの使用状況を確認してまいります。

なお、ホチキスどめの第二次取りまとめの9ページ以降に各モデル校の研究計画書を掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

項番4、今後のスケジュールについてです。浅草小学校、駒形中学校では導入3カ月後の状況を把握するために、12月にまず第1回のアンケートを実施いたします。平成31年2月には浅草小学校、蔵前小学校で授業公開が行われ、31年度、1学期に入りますと、各モデル校で公開授業を随時実施してまいります。そして、平成31年6月には第2回アンケートを行い、この時点で第三次取りまとめを作成する予定でございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

樋口委員 アンケートのとり方が、ちょっと違和感があるんですが、4択というのが、どちらかを選択せざるを得なくなって、「あまりできない」か「ややできる」かどちらかにしなきゃいけないという。通常は5択で、真ん中に「前から変わらない」ということを通常入れるんですが、これを4択にした理由を教えてください。

教育改革担当課長 学校現場ではアンケートをとるときに3択、5択というのをむしろ避ける傾向がございます。それは、やはり子供たちにアンケートをとったときに、あまり考えなくて、真ん中ずっと並べるようなこともあるということもあって、どちらかにという、その差別化を見るために4択というのをすることが多くございます。

樋口委員 意図しないで「思わない」とマークしたり、意図しないで「思う」とマークしなければならないという、それはちょっとアンケートとしてはバイアスがかかりませんか。

教育改革担当課長 その点は、「思う」のか、あるいは「思わない」のか、どちらかをやはり子供に選ばせていくというところで、学校でも指導していきたいと思います。

樋口委員 一つそれも自分の意見であって、それを右か左どっちかに行けというのは、私は真ん中に行きたいというのがないわけだから、ちょっとアンケートの評価としていかがかと。通常、社会科学における、例えば消費者行動とか等々に関しても、通常は我々は最低でも5択というのが多いかと思いますが。

教育改革担当課長 アンケートですので、これは絶対にどれかにしなければならないという、いわゆる強制力のあるものではございませんので、選べないという場合には、それは選ばないという、そういう回答も出てくることはあり得るかとは思いますが。

高森委員 丸をつけなくてもいいということなんですね。

樋口委員 この回答を回答しないというのは一つの手ですけれども、変わらないというのがありますよね。

高森委員 よくわからないとか、そういった項目を設けることもありますよね。

樋口委員 我々は、このアンケート調査からちゃんとそのデータを評価しなきゃいけないので、その評価が少しゆがみが出てきませんかという質問なんだけど。通常は、社会学者としては通常4というのはいり得ないと。

教育改革担当課長 委員のお考えについては、本当に十分認識できたところでございます。実際にアンケートを実施していきまして、教育の現場でやるものですので、子供たちの反応などは見ながらも、学校では、それは丁寧に対応していきたいと思います。

樋口委員 もう一ついいですか。本区の場合、ICTを使うほうにはどういうプロセスを経て行くつもりなのか。普通、ICT教育というと、本来ならICTを学ぶということであって、ICTを使うということは、文部科学省の言うとおりで活用ですよ。文部科学省の指導要領では資質・能力等をICTの活用によって向上させる。だから、ちょっとここ、二層立てて考えなきゃいけないと思いますね。

教育改革担当課長 ICTを教える、例えば、タブレットパソコンを操作する技能を教えるということも、もちろんありますけれども、夏にご報告申し上げました第一次取りまとめの中で、検討委員会の中で定めた目指す子供像の3点のうちの2点については、例えば、いわゆるタブレットパソコンを使って自分の考えを表現する、相手の意見を取り入れる、そして自分の考えを深めていくというものであるとか、あるいは、ICTを手段としてコミュニケーションを図っていくという、そういう能力も育てていきたいというものもありますので、ICTを使ってこういうふうにしていきたいというものも、検討委員会では検討を進めております。

また、委員のおっしゃられましたプログラミング教育につきましても、ICTを活用した

学習活動の一つであるということは、各校も十分認識しておりまして、昨年度入った特別支援学級のタブレットパソコンを活用して、特別支援学級でも実はプログラミング学習をしているところを私も見ております。非常に効果的な学習内容だなというふうにも思っております。

樋口委員 今後、全校にはどういうプロセスで、プログラミングを展開していくという、プランはお持ちなんですか。

教育改革担当課長 検討委員会のほうでは、ICT環境を整備して、そしてどういう子供を育てるかということを進めていますけれども、実際にもう、例えば、民間の業者と連携して、一定の商品を試みに試行として使うというようなことで、例えば、信号機がどのようになったら、どのタイミングでつくかということを試している学校もございます。

ですので、プログラミング教育というと、よく保護者の方は、プログラミング言語を学習するのかというようなことを思いがちなんですけれども、あくまでも一定の幾つかの記号があって、その記号をどのように並べていったら意図するようにものが動いていくかということを考えていく、論理的な思考を深めていくというものです。例えば、ネット上にあるソフトなどを使ってやっている学校も既にご覧いただけます。引き続き、各校の研究の内容というものについては把握していきたいと思っております。

高森委員 今、プログラミングの話だとか、このICTを活用する能力だとか、ニーズだとか、そういった話にどうも傾斜していっているんですけど、学校教育という、教育の現場という視点を絶対忘れてはいけないと思うんですね。このいろんな検討委員会やら情報推進委員会等で既にモデルの実施校も実際に動き始めていると思うんですけども、そういった中で、現場の先生方から、例えばICTを導入するに当たっての課題だとか、気をつけなければいけない部分、視点ということについて、何か意見出ていますでしょうか。

教育改革担当課長 後ほど各校の研究内容をご覧いただくとまた、幾つかちりばめられているんですが、例えば、子供に使わせるときのルールというか、決まり事をどういうふうにしていけばいいかというのが一つ、大きな課題です。

それから、実際に使わせるときに、今度は、今まで教員が提示するという授業でした。これはかなりの水準まで上がっていますけれども、今度は子供に操作をさせていくということ、これをどのように指導していくかということ、これが二つ目の課題で、今現在、大きく分けてこの二つの課題が学校現場ではあるんじゃないかなと思います。

高森委員 世間でもいろいろと言われていることがあって、このICT教育がどんどん教育の現場に導入されていくと、一つには、子供たちの考える力が損われていくのではないかという意見があったり、あるいは、先生の授業が成り立たなくおそれがあるという意見があったりするんですね。

例えば、考える力がなくなるという部分では、最近では、教育の中では、子供たちが自ら考えて、それを伝え合う力、お互いにディベートしながら議論を深めていくということが求められていますけれども、ICTを用いると、実はその逆の現象が起きることがあり得

ると。今は、簡単にICTを使えば、ネットにつないで答えを知ることができますから、そうすると、だんだん子供たちが自分で考える力を身につけられなくなってくるのではないかという心配が一つあります。

それからもう一つ、授業自体が成り立たなくおそれがあるというのは、例えば、ICTが導入されることによって、子供たちは先生に聞かなくてもICTが答えを持っていると。そうすると、授業を聞かなくていいというスタンスの児童が現れてくるのではないか。そういうふうに1人でも授業を聞かない、打ち込めない児童や生徒が現れると、授業全体の質が低下していくのではないかという心配もあって。そうすると、先生の存在意義だとか、価値だとか、そういったものが下がっていく。

その辺がやはり現状としてはどうなのだろうか。先生方も授業の形を何らかの工夫をしていかなければいけないのかな。教員の役割だとか本分ばかりでなくて、学ぶ側の児童や生徒の本分もやはり変容していく。いずれは、もしかしたらそういった時代が来るかもしれませんが、その過渡期にあるのではないかと思って。今、現場の先生方、どんなご意見、ご感想をお持ちかなと思って伺ったところでございます。

教育改革担当課長 台東区の中では、大分見られなくなったんですが、過去にはやはり、一問一答形式の授業というものはありました。やはり、一問一答形式という形を常にとっている以上、また、そこにタブレットなどを導入しても、それは、今、委員がおっしゃられたような、単なる一答を探すだけというものであって、ここにはタブレットのいわゆる強みというものは全く逆に生かされないことになってしまいます。

ですので、タブレットの強み、例えば距離があってもすぐにデータのやりとりができることであるとか、一斉に大量のデータを集められるであるとか、そういうタブレットの強みというものを生かして、そして、一問一答形式ではなく、交流がそれを使ってできるという授業形態というものが今後必要になってくるだろう、よって、今まで、先ほどの繰り返しになりますが、提示型の授業からの、本当にこれから過渡期になってくるというところがあるかなというふうには認識しております。

樋口委員 今までのように自分の知識を集めて、自分はこういう、いわゆる自己実現を図るように努力しましょう、行き着くところにしましょうというのはもうないよというのが情報化社会のところですから、この次のところを、また生徒にもやっぱり教えていかないと。昔みたいに、一生懸命、書をひもといて、自分の知識の中で自分はこう考えるということに関しては、書物は全部もうタブレットの中にあるという前提条件でいかなきゃいけない。

だからそこを、時代の技術の進歩の中において、子供たちは自分の目標をどこに定めていくかという話だと思います。これは大学でも同じことですけど。

高森委員 先ほど区議会の定例会の代表質問で早川議員がおっしゃっていましたが、情報の信頼性について吟味しなければいけないということで。教科によってはうまく活用できるものもありますけれども、例えば人権教育という分野では、インターネットで

調べますと、いろいろな情報が出てきますよね。そうしますとそこには、その書き込みをした人の思想だとか、心情だとか、その人が生まれ育った背景、歴史的な背景、いろんな政治的な思惑、それからバックボーンとなる、今言った、政党や宗教、そういったものが入ってきますが、それがインターネットは無作為に閲覧できるわけですよ。そこからどういうふうに、情報を子供たちに提示したり、あるいは教えたりするというのは、広がれば広がるほど大変になると思うのですけれども。教育の分野・ジャンルによっては難しい活用になることが予想され、非常に配慮しなきゃいけない場合もあると思いますけれども、そういったことについては、先生方からはご意見は何かあるのでしょうか。

教育改革担当課長 今、高森委員おっしゃられましたように、人権課題につきましては、殊さら特に同和問題であるとかというものを扱う場合に、やはりネットでの検索というのは、かなり危険性を伴いますので、やはり、そういうところは教員は当然、避けるとは思いますが。

ただ、今、本当に極端な例を委員はご指摘されたかと思うんですけれども、それ以外でも、やはりこの関係で、ネットでの検索をさせるということが非常に混乱を招くおそれがあるかということについては、事前に教員もそういうところは調べた上で、適切か適切でないかというのは考えて授業はやると思います。

ただ、いずれにしても、子供たちがどういう学習課題で取り組むかによっても、例えばそこにさまざまな情報が出てきたときに、それを取捨選択、何が適切で、何が信憑性があって、何が自分に有効なのかというのは、常にそれは自問自答で考えさせていくという習慣は、本当に身につけさせないといけないというふうに思います。

樋口委員 教室のときには教員がいますけど、一回教室を出て、また自分でタブレットをやったときに、例えば何か文章を書こうといったときに、自分の目のところで全部、使える文章があったら、それを使っちゃうわけですね。それがいいと思えば、今の世界は、いいになっちゃうんです。そこでまさに情報教育をどうするかの話ですけど。

教育改革担当課長 情報教育の一つの分野として、情報化社会に参画する態度、一言で言うと、そういうものがあります。まさにその中に委員のおっしゃられるようなことが、かなり含まれております。

今後、いずれにしても本区でICT、タブレットを導入する、しないにかかわらず、子供たちはもう社会に出ていけば情報化社会にもう入っていきますので、タブレットが身近にあるというこの利点を生かして、やはり参画する態度については育てていきたいというふうに思います。

樋口委員 その一方で、これは大学の生活協同組合連合会で出した資料ですけども、もう50%を超える学生が、1週間どころか1か月に1冊も本年を読まないという。全部これで済んじゃうという。まさにそのバランスで。この情報がおかしいよということを知るには、やはり自分である一定の書物を読み、一定の文書を読んで、理解しながら、この人は何を言っているかと考えることが必要です。一行文書だけで、ああ、そうだと

同調するようなことにならないように、ある程度、本を読ませないといけない。できたら国語辺りはタブレットを使わないような、という言い方を言うと怒られそうですが、やっぱりちょっと、危険性もあるのではないかと。

高森委員 今、ネットであふれている情報は、比較的、新しい情報なのですよね。人類が積み重ねた何百年、何千年の歴史の積み重ね部分がなくて、その今あるものしか子供たちは見られませんから。やっぱり古い物には、どんどん触れてもらいたいですね。歴史的な変遷がわかりますからね。

樋口委員 好き勝手にそれぞれの心情の中に入り込むようなところがあるので、これを超越するのが理性を磨いていく教育の意味がありますのでね、やっぱり本も重要かと思えます。

高森委員 偏るわけじゃないですよ、当然。ICTに偏るわけではなくて、いろいろな文献にも当然当たりながら、その上でICTを、活用しながら、うまく使っていくということですよ。

教育改革担当課長 ICT、この機器はあくまでも手段でございます。やはり、アナログのよさというものは、教育の世界では決して忘れてはいけないものもたくさんあると思います。ですので、どのタイミングでタブレット、ICT機器を使うのが有効なのかというのが、まずは基本的な考え方かなと思います。

末廣委員 このモデル校に30年度から配布するタブレットパソコンは何台ぐらいなんですか。この浅草小学校では160台と書いてあるんですが、ほかも同じなんですか。

教育改革担当課長 浅草小学校が167、蔵前小学校が255、駒形中学校が143を予定しております。この中には、子供だけじゃなく、実際に教員も同じものを持たなきゃいけないわけですので、教員用とかも入っております。

末廣委員 それを学年で配分するということですか。

教育改革担当課長 まさにそれをどのようにするかというのも、研究課題だと思います。

矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

矢下教育長 それでは、教育改革担当課長のウについては、報告どおり了承をお願いいたします。

庶務課長 先ほどの図書館の司書についてでございますけれども、司書として採用している常勤の職員は、やはりおりません。

先ほど教育長からもお話しがありましたが、司書資格を持っていることを前提に採用している図書館奉仕員につきましては、18名おります。

以上でございます。

3 平成30年4月の行事予定について

矢下教育長 次に、4月の行事予定について、庶務課長、報告をお願いします。

庶務課長 資料5をご覧ください。

4月の教育委員会定例会でございますが、12日と26日を予定しております。

そのほか、小中幼保の連合校園長会、ラジオ体操連盟の総会、下谷青年学級の開級式が予定をされております。ご出席、ご挨拶方よろしく願いをいたします。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

矢下教育長 それでは、行事予定については報告どおり了承願います。

4 その他

矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

(なし)

矢下教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後2時55分 閉会